

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課

1. 基本情報

国名：東ティモール民主共和国（東ティモール）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018 年 10 月 12 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

東ティモールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

東ティモール政府は、2030 年までの長期的視点に立った戦略的国家開発計画（Strategic Development Plan）を 2011 年に策定した。そこでは、①2030 年までの中所得国（Upper Middle Income Country）入り、②ASEAN 加盟等を通じた近隣諸国との経済格差是正、③貧困層の撲滅、④民主的で持続可能な社会環境の育成等の目標が掲げられ、具体的には、人的資源への投資（保健、教育）、インフラ投資（道路、電力、通信、空港・港湾、都市開発）、およびセクター投資プログラム（農業、石油、観光、ビジネス環境改善）に取り組むとしている。「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）は、本計画に基づき、以下の重点分野を設定している。

- 1) 行政能力向上及び制度構築：「行政能力向上・制度整備」「サービスデリバリーの向上（保健・教育分野）」が含まれる。
- 2) 産業・経済の発展のための政策や制度整備：「産業・経済の発展のための政策や制度整備」が含まれる。
- 3) 交通・運輸網整備、都市環境整備：「交通・運輸網整備、都市環境整備」が含まれる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対東ティモール民主共和国国別開発協力方針（2017 年 5 月）では、持続可能な国家開発の基盤づくり支援を基本方針とし、「経済活動活性化のための基盤づくり」、「産業の多様化の促進」と並んで「社会サービスの普及・拡充」を重点分野として定めている。また、対東ティモール民主共和国 JICA 国別分析ペーパー

一（2014年12月）においても政府機能強化のための人材育成が重要であると分析している。本事業は、本方針に基づき援助重点分野を設定しており、我が国及びJICAの協力量針との整合性が認められる。

（3）他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとしては、主にオーストラリアや中国等の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、東ティモールの指導者となることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大8名（修士課程8名）の留学生在、本邦大学院において、東ティモールにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題により具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第2年次事業として実施するものである。

（4）総事業費

159百万円（概算協力額（日本側）：159百万円、東ティモール側：0百万円）

（5）事業実施期間

2019年7月～2023年3月を予定（計45カ月）。

（6）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、東ティモールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、東ティモール政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：国家公共行政府院（INAP）、Civil Service Commission、教育省、国家行政省、在東ティモール民主共和国日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

（7）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動：「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラ

ムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由> 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2018年実績値)	目標値(2024年) (事業完成1年後)
留学する学生数(人): 修士	0	8
留学生の学位取得率 (%) ¹	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

¹ 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業内容参照)全体における目標値とする。また、「5.(2)外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、東ティモールの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、当国の開発課題解決のための人材育成並びに当国政府との人的ネットワーク構築を通じて、二国間の関係強化に資するものである。また、SDGs ゴール 4「万人の包摂的かつ公正な質の高い教育の確保」及び 9「持続的、包摂的な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以 上